

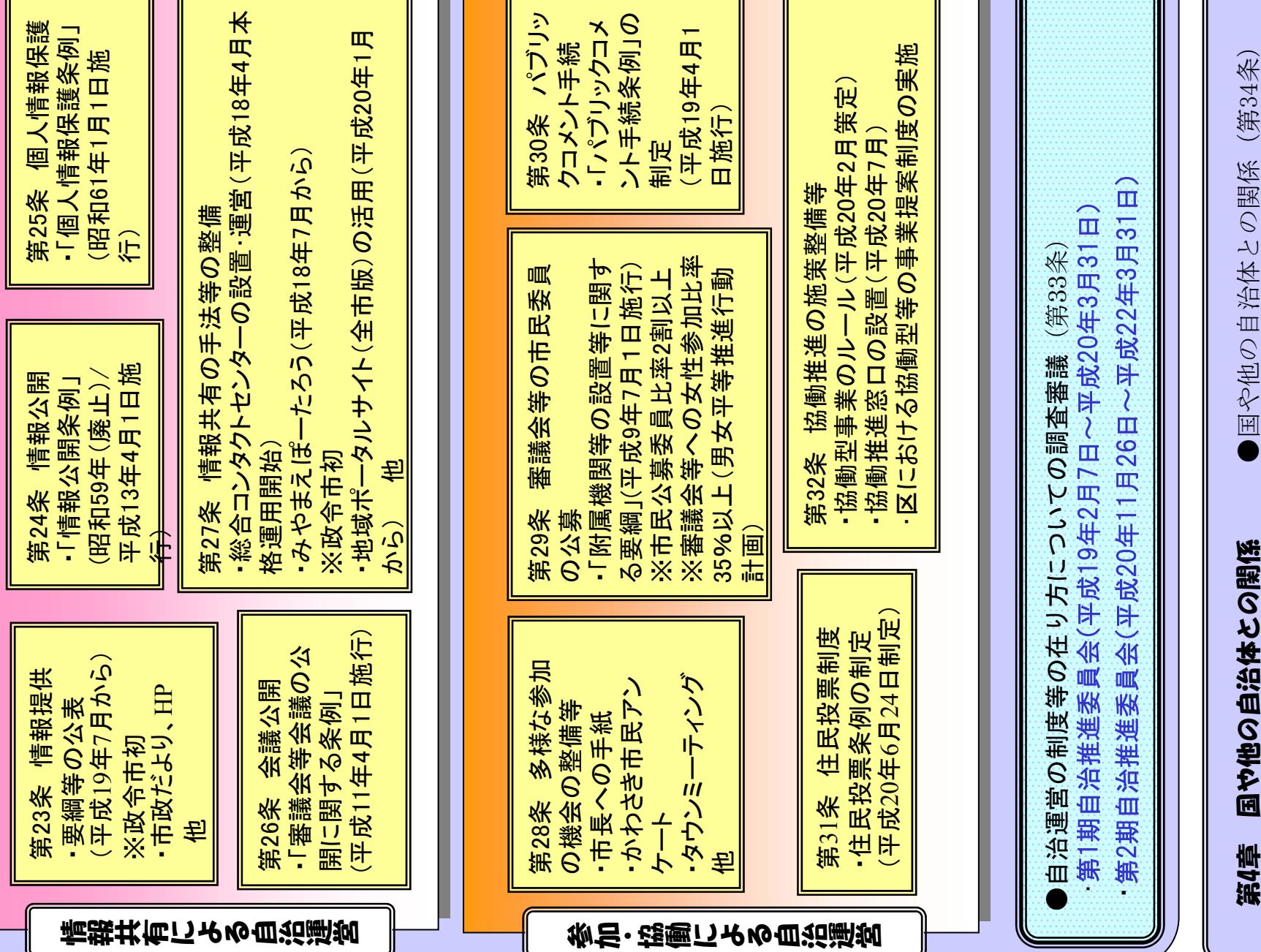
自治条例に基づく自治運営に関する制度等一覧

平成20年11月26日
第1回川崎市自治推進委員会
資料5

- 市民自治の基本理念（前文・第4条）
 - 目的（第1条）
 - 条例の位置付け（第2条）
 - ➡ **自治の基本を定める最高規範**
- 「市民」「参加」「協働」の定義（第3条）
 - ※市民=本市の区域内に住所を有する人、通勤・通学者、事業者、市民活動団体等

●自治運営の基本原則（第5条）

- **情報共有の原則**
 - 参加の原則
 - 協働の原則



第1章 緒則

- 市民自治の基本理念（前文・第4条）
 - 目的（第1条）
 - 条例の位置付け（第2条）
 - ➡ **自治の基本を定める最高規範**
- 「市民」「参加」「協働」の定義（第3条）
 - ※市民=本市の区域内に住所を有する人、通勤・通学者、事業者、市民活動団体等

●自治運営の基本原則（第5条）

- **情報共有の原則**
 - 参加の原則
 - 協働の原則

